

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 129 2013.5.19 連絡先 402-1622 >

和歌山のみなさん 山下よしきです



私は、4月はじめ南海トラフ地震・津波対策で、和歌山市北部の本脇地区や海南市を訪問させていただきました。お世話になったみなさんありがとうございました。

各地の演説会では、安倍内閣の今の特徴は「暴走と破綻」だと訴えています。これは決めつけでも、独りよがりでもありません。「アベノミクス」と呼ばれる経済政策も「暮らしがよくなった」と実感している国民はごく少数です。矢継ぎ早の「3本の矢」には、国民の所得を増やす矢が1本もなく、投機とバブルをあおって物価を上げる「大胆な金融緩和」、無駄と浪費の大型開発で莫大な借金を残す「機動的な財政運

営」、労働法制の規制緩和で、解雇自由、ただ働き自由の国をつくる「成長戦略」。加えて「消費税大増税」「社会保障大改悪」で国民にとっては「5本の毒矢」です。

先日、漁業関係者が燃油高騰への対策を求めて、5年ぶりの一斉休業を決めました。よくよくのことです。2009年7月、当時、燃油高騰へ国の対応を求めて1週間の休業に入っていた和歌山・箕島漁協を訪問。組合長さんたちから、「互いに競い合っている漁業者が一斉休業することの意味を重く受け止めてほしい」と訴えられました。

懐を暖める前に、円安と物価値上げの波が襲いかかってきたことに、国民も反撃をはじめています。

20日の演説会で、お会いできるのを楽しみにしています。

みち子のひとりごと 母の日

離れて暮らしている子どもたちから母の日に贈り物が届くのは、やっぱり嬉しいものですね。
12日夜、家に帰ると包みが二つ届いていました。(子どもは5人育てましたが・・・)
一つは、クール便のお菓子。一つはスパークリングワイン。甘いものとアルコールという、決してカーネーションなどの花ではなく、母の好物を知りぬいた家の子たちらしいなあ、妙に感激。
振り返って自分が子育て真っ最中の時、母の日に両方の母に何かを贈ったという記憶はほとんどなく・・・精神的にも経済的にも余裕がなかったというのも、今となっては言い訳にすらなりません。
柴田とよさんの本「百歳」から。「亡くなった母が一日おきに現れて おしろいのいい匂いが漂うんです。こんな年になってもまだまだ母が恋しいんです」


こんにちは！
原 やすひさ です



アベノミクスの悪影響が広がっている。急激な円安が進んで、輸入もののパス、食用油などの値段が上がっている。円安で冷凍カツオの価格は1年前の約2倍になった。鰹節やツナ缶の値段も値上がりしている。

さらにエビとサーモンも値上がりの気配。夏ごろには、回転寿司さえ食べられなくなるかもしれない。さらに、ブラックタイガーは産地の東南アジアで伝染病が広がり、供給が激減して年末から4割も値上がりした。いまは卸売業者が持ちこたえようとしているが、バンザイは時間の問題。7月くらいに小売価格に転嫁され、スーパーや回転寿司業界などに影響が広がると

言われている。イカとマグロもピンチだ。こちらも円安のせいという点では一緒だが、燃料費の高騰も大きな理由。全国漁業協同組合連合会が「一斉休漁」を検討している。晩酌の刺し身もダメ。休日に子どもや孫と出かける回転寿司もダメ。安倍さんがいう「異次元」の意味が分かったてきた。
(参議院和歌山選挙区 予定候補)

ここまで来た 人権感覚の欠如 橋下氏「慰安婦は必要」

日本維新の会の橋下徹大阪市長が13日、旧日本軍の「慰安婦」制度について「(戦場では)慰安婦制度が必要なのは誰だってわかる」と述べたことは、「慰安婦」強制の事実を否定した昨年8月の発言を上回る暴言です。人間の尊厳をここまでおとしめる人物に、公人としての資格はありません。

橋下氏は同日午前、日本侵略と植民地支配の誤りを認めた「村山談話」にふれる中で「『侵略の定義』については学術上きちんと定義がない。安倍首相が言われてきていることはその通りだ」と発言。その上で、冒頭の「慰安婦」問題での新たな暴言に踏み込みました。

「慰安婦」問題とは、旧日本軍が作った「慰安所」に女性を拘束し、軍人らの性行為の相手を強いたという問題です。「慰安所」の悲惨な実態については、1993年の河野洋平官房長官談話も、「軍当局の要請により設営された」ものであり「強制的な状況の下での痛ましいものであった」ことを認めています。

女性を人間として扱わず、人権を著しく侵害した犯罪行為であり、国際機関は繰り返し、日本が責任を認め、謝罪することを求めています。

中略

日本の侵略戦争への反省をきっぱりと示せない政治家の人権感覚が、どこまでマヒしていたのかを示した歴史に残る暴言といわざるをえません。

(しんぶん赤旗 5月13日付より)

第四章 国会

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。